

議案第40号

田川市体育施設条例の一部改正について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年6月24日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が現行の8パーセントから10パーセントに引き上げられることに伴い、所要の改正をしようとするもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

田川市体育施設条例の一部を改正する条例

田川市体育施設条例（昭和51年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表以外の部分中「開場（開館）」を「開場又は開館の」に改め、同項の表施設名の項中「開場（開館）」を「開場又は開館の」に改め、同表田川市総合体育館の項及び田川市トレーニングセンターの項中「（ただし、月曜日は、休館とする。）」を「（月曜日は休館）」に改め、同条第2項中「市民プール及び市民球場」を「田川市市民球場及び田川市市民プール」に改め、同条第3項中「あとかたづけ」を「片付け」に改める。

第6条第1項中「、あらかじめ」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定は、前項の規定により許可を受けた事項の変更について準用する。

第7条第1項中「、指定管理者」を「指定管理者」に改める。

第8条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条にただし書として次のように加える。

ただし、第5号の規定に該当する場合であっても、許可することが特に必要であると指定管理者が認めるときは、この限りでない。

第8条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 営利を目的とするとき（市が共催する場合及びプロスポーツの場合を除く。）。

(5) スポーツ、レクリエーション又は健康の増進を目的としないとき（田川市総合体育館の利用に限る。）。

第10条第1項中「委員会」を「市長」に改める。

第11条中「委員会」を「市長」に、「当該指定管理者」を「指定管理者」に改める。

第13条の見出しを「（利用料金の還付）」に改める。

第15条の見出し中「取り消し等」を「取消し等」に改め、同条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「、委員会」を削る。

第18条中「委員会が定める」を「市長又は委員会が規則で定める」に改める。

別表第1から別表第9までを次のように改める。

別表第1（第10条関係）

田川市弓道場の利用料金

区 分		利用料金
占用	一般	円 1時間につき 520
	高校生以下	1時間につき 310

個人	一般	回数券（10枚）	1,040
	高校生	回数券（10枚）	520
	中学生以下	回数券（10枚）	310

備考

- (1) 休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。以下同じ。）、土曜日及び日曜日に団体で利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の額に当該利用料金の額の3割に相当する額を加算した額とする。
- (2) 市外居住者が団体で利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の額に当該利用料金の額の5割に相当する額を加算した額とする。
- (3) 回数券の利用時間は、1枚につき2時間までとする。

別表第2（第10条関係）

田川市市民球場の利用料金

区 分		利用料金 (1時間につき)	
入場料を徴収しない場合	一般	円 520	
	高校生以下	310	
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	一般	780
		高校生以下	470
	プロスポーツ	5,230	

備考

- (1) 「入場料」とは、入場料、会費、寄附金、賛助料その他の入場者から入場の対価として徴収する金銭をいう。
- (2) 休日、土曜日及び日曜日に利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の額に当該利用料金の額の3割に相当する額を加算した額とする。
- (3) 市外居住者が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の額に当該利用料金の額の5割に相当する額を加算した額とする。
- (4) 野球その他の球技以外の目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の額に当該利用料金の額の5割に相当する額を加算した額とする。

(5) スコアボードの利用料金は、1時間につき310円とする。

(6) 本部席冷房装置の利用料金は、市長が規則で定める。

別表第3（第10条関係）

田川市民テニスコートの利用料金

区 分		利用料金 (1時間につき)
テニスコート（1面当たり）	一般	円 410
	高校生以下	310
照明施設（1面当たり）		540

別表第4（第10条関係）

田川市総合体育館の利用料金

1 団体で利用する場合の利用料金

区 分				利用料金 (1時間につき)
競技場	大体育室	全部利用	入場料を徴収しない場合	円 830
			入場料を徴収する場合	2,510
			プロスポーツ	8,380
		部分利用	2分の1利用	410
			3分の1利用	310
			8分の1利用	150
	小体育室			410
	移動観覧席（1ブロック当たり）			2,200
	会議室（健康相談室、控室又は幼児遊戯室を会議室として利用する場合を含む。）			

備考

- (1) 「団体」とは、2人以上の場合をいう。
- (2) 「入場料」とは、入場料、会費、寄附金、賛助料その他の入場者から入場の対価として徴収する金銭をいう。

- (3) 休日、土曜日及び日曜日に利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の額に当該利用料金の額の3割に相当する額を加算した額とする。
- (4) 市外居住者が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の額に当該利用料金の額の5割に相当する額を加算した額とする。
- (5) 利用時間の超過は1時間以内とし、その利用料金は1時間当たりの額とする。
- (6) 第8条ただし書の規定により利用する場合の利用料金は、市長が規則で定める。
- (7) 冷暖房送致、照明、換気装置及び附属器具の利用料金は、市長が規則で定める。
- (8) プロスポーツの用途に利用する場合は、入場料の最高額に100を乗じて得た額を1日の利用料金に加算する。

2 個人で利用する場合の利用料金

区 分	利用料金 (2時間につき)
一般	円 100
高校生	50
中学生以下	30

別表第5 (第10条関係)

田川市猪位金球場の利用料金

区 分		利用料金 (1時間につき)	
入場料を徴収しない場合	一般	円 470	
	高校生以下	260	
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	一般	680
		高校生以下	360
	プロスポーツ		4,710

備考

- (1) 「入場料」とは、入場料、会費、寄附金、賛助料その他の入場者から入場の対価として徴収する金銭をいう。
- (2) 休日、土曜日及び日曜日に利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金

の額に当該利用料金の額の3割に相当する額を加算した額とする。

(3) 市外居住者が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の額に当該利用料金の額の5割に相当する額を加算した額とする。

(4) 野球その他の球技以外の目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の額に当該利用料金の額の5割に相当する額を加算した額とする。

(5) 本部席の冷房装置の利用料金は、市長が規則で定める。

別表第6（第10条関係）

田川市こがねが丘陸上競技場の利用料金

区 分		利用料金
占用	一般	円 1時間につき 620
	高校生	1時間につき 410
	中学生以下	1時間につき 310
個人	一般	回数券（10枚） 1,040
	高校生	回数券（10枚） 520
	中学生以下	回数券（10枚） 310

備考

(1) 休日、土曜日及び日曜日に団体で利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の額に当該利用料金の額の3割に相当する額を加算した額とする。

(2) 市外居住者が団体で利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の額に当該利用料金の額の5割に相当する額を加算した額とする。

(3) 回数券の利用時間は、1枚につき2時間までとする。

(4) 附属機器の利用料金は、市長が規則で定める。

別表第7（第10条関係）

田川市トレーニングセンターの利用料金

区 分	利用料金
1人1回2時間以内	円 220
回数券（11枚）	2,200

備考

(1) 田川市トレーニングセンターの利用は、高校生以上に限る。

(2) 回数券の利用時間は、1枚につき2時間までとする。

別表第8（第10条関係）

田川市猪位金グラウンドの利用料金

区 分	利用料金 (1時間につき)
一般	円
高校生	780
中学生以下	470

備考

(1) 田川市猪位金グラウンドの利用は、団体に限る。

(2) 休日、土曜日及び日曜日に団体に利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の額に当該利用料金の額の3割に相当する額を加算した額とする。

(3) 市外居住者が団体に利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の額に当該利用料金の額の5割に相当する額を加算した額とする。

別表第9（第10条関係）

田川市船尾武道館利用料金

利用料金（1時間につき）
220円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の施設の使用について許可を受け、当該利用に係る利用料金を納付している者の当該利用料金の額については、なお従前の例による。